

時事新報

第千二百五十七號
明治十九年四月廿三日 金曜日
舊丙戌三月二十日 (癸丑)

西曆一千八百八十六年
出版時間
日出版時間
日出版時間
日出版時間
日出版時間

時事新報定價

一、按金三錢〇一月前金六十五錢〇三月前金八十五錢〇半年前金
三四錢〇一年前金六十五錢〇郵費稅一月前金廿五錢〇半年前金
三四錢〇一年前金六十五錢〇於外埠地賣價所由送費無計ニテ配達
費(但本報直接郵送スルモノハ此限ニテ)

行廿四字前 一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日
十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日
二十一日 二十二日 二十三日 二十四日 二十五日 二十六日 二十七日 二十八日 二十九日 三十日

時事新報

人を以て裝飾品と爲すは風習

風俗變遷の歴史は於て虚飾の實用に先づつものなりと
西洋學者は歎く所以にして野蠻未開の人類中に之其例
特に多きが如し南亞米利加之オリノコ土人は野蠻の常
習、曾て衣食の温飽に注意せざればも面に塗抹する紅
粉と買ふが爲めに其半箇月の勞を費すを惜まらず又
其婦女は裸體徒然して生息すも紅粉と塗を施して
其膚を出づると云ふ云ふ弗利加野蠻人には所謂
文身の風習あり身に圖画を刺すのみならず鎧甲を
以て面を飾り耳環と挿んで身体を裝飾するを常とし慄
悍殘忍なる酋長輩に至りては鬪争杯を以て室内を飾り
敵人の頭顱を申して鬪争の裝飾品と爲すものあり孰れ
も野蠻の陋習にして文化の進歩と共に消滅し或は漸く
其形と變するが如くなきも半開の國には其陋習の少
しく變形して世に流傳するもの少なからず古今東洋諸
國に於て人を以て一種の裝飾品と爲すが如きは即ち其
一例ありと申す可し例へば支那の戰國時代に孟嘗、平
原、春申、信陵の諸君の孰れも食客三千人あり食客慕
を以て一時の豪と誇るの器械と爲去越王勾踐吳を破て
歸る、宮女花の如く春殿を滿ちてて宮女の華やりに多
きと以て宮殿の美觀を添ふるの裝飾と爲したり其後漢
唐の時代にも宮女三千などの文字と見ると多し近くと
昨年死去したる支那の豪商胡雪巖は盛時ふて侍妾六十
人を有したりと云へど三千の宮女六十の侍妾、初より
實際の用と目的とせしに非ず唯人間と器械として之を
裝飾品に供し給はる者にして此場合と美人の美の美玉
の美と恰かも其用を均したる者なり又我封建時代に
は諸藩の大名其供進同勢の盛なるを戦ひ十萬石以上と
領する諸侯の行列は同勢概ね七八百人に下らず先箱、
立傘、大傘、打物、袋槍、引馬、夾箱、龍長持等の儀仗あり
先驅には小人、後、小十人等あり藩主の駕籠の左右及び
其後列には馬廻、小姓、小納戸、目付、使番、黒旗頭、徒目
附、醫師、茶道坊主等の隊と爲とあり之を望んで甚く美
觀なりと雖も此多數の同勢は果しく何の用と爲すや
沿道警固の爲先なりと云はんか徳川時代太平の世に大
名の行列を豫するものありとも思はれず「何事ぞ花見る
人の長月」とは太平の花夜が腰に大刀を挿んで燈火
を以て裝飾品を嘲りたるものならんかれども春風爛々

枝も鳴さぬ世の中は大名の行列彼ぎが如く壯麗かりし
之所謂長刀、薙花の類にして事の實際を云へ唯其臣
下と裝飾品と爲したるに過ぎず又各藩主の間にても夫
れれ、の役目と應じて供人を召し連る、多少あり供
人の多寡に因て其役目を區別すると帽子の飾の多少に
因て今の巡査の等級と區別するに等き蓋し入りたる次
第にこれわれ封制建制度の破滅と同時に此等の陋習も
亦稍消滅したるが如くなれども此陋習たるや社會微妙
の部分まで浸透し冠婚葬祭宴樂遊戯の事も於て今尙
之と洗濯去ると能はず甚だしき經濟商賣の部分と
も浸透するを見るべし例へば日本の商店にては番頭
小僧の数の多くして何となく賑々しきを貴び番頭は火
鉢を抱へて店の端近く防禦線張り小僧は後陣と差控
えて以て其使役供客來れば番頭防禦線の處にて之
と接し小僧は番頭の命を聞いて一々庫の貨物を持ち出し
番頭小僧を呼ぶの聲、小僧これに應ずるの聲は恰かも
群犬の遠吠の如く貨物持運びの、粉々相勞する店
中の雑沓と云ふ可し今若し日本の商店を西洋
風に改造し往來の坐賣法を廢して立賣法と爲し店を
裁つ今の勤工場風に改め客來れば番頭自ら之と貨物
の集積に案内し都て客は自撰に任せしめば今の日本の
大店では番頭小僧の數凡そ三分二を減するも尙紳と
去て餘裕あるべし即ち日本の商店を以て彼の坐賣法と守
るが爲全通して無用の小僧番頭と強て有用の物
と爲す其幾千萬人なるを知らず實に不經濟の極度なれ
共日本の商店にては番頭小僧の多死と以て一種の裝飾
と爲すが故に或は不經濟と知りつ、之を改めざるの趣
もあるべし斯る事の始末を古來我國には人を以て
裝飾品と爲すの風習あれども當初此風習の萌起したる
は社會勞力の供給、需要を過ぎ安給金を以て奉公す
るもの多かりしが故ならん人多くして業少く一人の
仕事と二人又三人を三分二を果てり此人を以て
一種の裝飾品と爲すに至る、國の經濟に於て其宜を得
たるものと云ふ可し勞力は一種の貨物あり國に此貨
物多ければ大おの之輸出して可なり日下北米合衆國
ては事業多くして勞力少く人必要とせば切なり
且近來非支那人の氣風煽之を放逐するの勢あり吾
れ取て之れ不代る可しとは正しく今日の事に於て勞力
低廉なる我國の人民は其勞力を權に賣すに及ばざる
と之を米國と輸出して善き價と求む可なり今の世の
中を生れて勞力過剰の國に居り業を求めて得ず安給
金を以て其勞を致し果ては其身を以て一種の裝飾品に
供するが如き人々私より云へば不面目に非ずや、一
國に公より云へば不經濟に非ずや、我輩は我國の人民
が其過剰の勞力を提げて大膽にも他國へ押し渡り勞力
低廉より生きたる彼の人を以て裝飾品と爲すの風習と
今日只今我國より一掃するに至らんことを希望するあり

○陸軍用電信ニ係ル妨害者處分ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム
御名 御 聖
明治十九年四月廿日 内閣總理大臣山縣伊藤博文
陸軍 大臣伯耆大山 巖
勅令第二十一號
明治十八年五月第八號市電條例第五十八條第五十
九條第六十條第六十一條第六十二條第六十三條第七十
一條ハ軍用電信ニ亦之ヲ適用ス
軍用電信事務ヲ奉スル者電信條例第五十八條第五十九
條第六十條第六十一條第六十二條第六十三條ニ記載シ
タル罪ヲ犯シタルトキハ各本刑ニ照シ一等ヲ加フ又電
報ノ旨意ヲ漏泄シタルトキハ電信條例第六十八條第二
項ニ依リ處斷ス
電信條例第五十八條第六十二條ニ記載シタル罪ヲ犯シ
シテ處斷ス
○逓信省令第六號
地方ニ便宜郵便受取所ヲ置キ貨物封入郵便ノ外郵便物
ノ受付及郵便切手賣下ノ事務ヲ取扱ハシム又郵便貯金
受拂ノ事務ヲ取扱ハシム
一等二等郵便局區内須要ノ場所ニ郵便支局ヲ置キ本局
ノ事務ヲ分掌セシム
明治十九年四月廿二日 逓信大臣隈本武揚
○河瀬公使謁見 英國女皇は去月五日ハキムハム王宮
に於て朝式を賜ひ開かざるに由り河瀬特命全權公使は
夫人及書記官大山綱介書記生中田敬義并目下同地滞
在の侍從藤波言忠と從へ參内謁見せり
○辭令
大藏省參事官 山崎 直胤
年俸五百圓下賜(四月二十日大藏省)
參謀本部陸軍部測量局三 田坂虎之助
角測量課長陸軍工兵少佐 陸軍省)
本初子午線并に計時法審査委員被仰付(三月二十九日
陸軍省)
陸軍一等軍吏 澤本 長樹
補給路警衛所計官(四月十七日同)
○軍艦發着 佛國軍艦チクレン號及ロラン號と去る
七日清國上海より長崎港に來着同キョット號は同十
四日魯領滿洲港に向ひ出發又同旗艦ウラサミルモノマ
ツ號は同日各港視察のため長崎港を抜錨せり(長崎縣
報告)
○大阪堺間汽車 大阪難波驛及堺大和川驛等の間を往
復せる鐵道汽車の本年一月より同三月に至る迄に係る
乗客人員三十五萬一千七百八十四人にして此の貨金は
一萬二千八百五十二圓五十八錢五厘あり又發車度数は
從來一晝夜二十五回なりしより去る一日より三回と増し
て二十八回發車をせよとせり(大阪府報告)
(以上二件本年四月二十二日官報)

官報

○鹿兒島通信 四月十三日發
先電音を以て報道せ去通り渡邊縣令は去る九日歸縣
したるが近々縣廳の改革あるべと人々言合へり○當
地共同競馬會社にては年に兩季の舉行をかし本年は來
る二十四五日の兩日に春期競馬を執行せる等なり去が
有栖川三品親王は御來鹿に御覽に供する爲有右日取
と來る十七十八の兩日に繰上々例年よりも一層盛大に
執行する由て既に昨日より警衛隊の下練兵隊跡に樓
舖等取設り着手せり○當縣立病院の入院患者は是まで
尙少くおかりし先頃小廣院長の來鹿後は入院患者續
々増加既百餘名の多數に至りたれば從來の病室に
ては手狭とありたれを昨日より俄お病室の増築お着手
したり○當裁判所にては去月廿七日より同廿九日まで
代官試験と執行せしに本年は例年に比すれ受驗者半
數程なりといふ○當裁判所長島居直樹氏之判事會議に
出席の爲め來る廿四五日の頃當地と出發し東京の途に
就き又本縣警部長今井兼壽氏も來る廿日頃出發東京す
るとの事あり
○佛學校設立 辻新次、山崎直胤、長田銕太郎等諸氏が

寄

○西洋流の心得
田の素寒貧乏なやうに
やうに致たい
實は日本服は風
の其のありる
やめて洋服の
グと云先洋
るべきの應對
語と覺へ度と
ふれ思ふを
いあふく先
○婦人の東髪
れたる狂風生
得共日本流の
我等男子の腕
て互に結婚し
日の本も立
整と計らんと
至るべし諸君
時事新報